

伊勢原市公園ベンチ設置事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の共有財産である公園に愛着をもってもらうとともに、公園利用の促進を図るために、広く市民等から寄附を募り、市が管理する都市公園等（以下「公園」という。）に伊勢原市森林組合が製作するベンチを設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(ベンチの名称及び仕様)

第2条 この要領に基づき募集するベンチの名称は「みんなのベンチ」とする
2 みんなのベンチの仕様は、別表第1のとおりとする。

(応募資格)

第3条 公園ベンチ設置事業の応募資格を有するものは、当該ベンチの設置事業の趣旨に賛同する個人、団体、企業等とする。ただし、伊勢原市暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者その他市長が反社会的集団と認めるものからの寄附は受付しない。

(募集方法)

第4条 寄附を希望する者の募集は、広報いせはら、市ホームページその他必要と認められる方法によって行う。

(応募方法)

第5条 寄附を希望する者は、みんなのベンチ寄附申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(内容審査)

第6条 市長は、提出されたみんなのベンチ寄附申込書の内容を審査し、寄附者を決定する。

(代金の支払)

第7条 前条の決定を受けた寄附者は、市の指定した方法により、代金を支払うものとする。

(設置場所)

第8条 市長は、みんなのベンチを寄附者の意向を考慮して公園に設置するものとする。この場合において、公園内でのみんなのベンチの設置場所については、公園管理者が決めるものとする。

(寄附の受入)

第9条 寄附されたみんなのベンチの財産等は、伊勢原市に帰属し、一般の利用に供するものとする。

2 市長は、みんなのベンチの設置が完了した後に、みんなのベンチ受領書（第

2号様式)を寄附者へ送付する。

(設置、維持管理)

第10条 みんなのベンチは、市の責任において設置及び維持管理を行う。

2 みんなのベンチは設置後10年間は市が維持管理を行い、その後、老朽化又は破損した場合は、これを撤去することができるものとする。

3 市長は、必要があると認めた場合は寄附者へ通知した上でみんなのベンチを移設又は撤去することができる。

(寄附者名等の表示)

第11条 みんなのベンチの寄附者は、寄附者名及び簡易なメッセージを記載したプレートをみんなのベンチに設置することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する寄附者はこのプレートを設置できない。

(1) 伊勢原市広告掲載基準(平成21年伊勢原市告示第169号)第5条(第18号を除く。)に定める規制業種又は事業者

(2) 政治団体及び宗教団体

(3) その他市長が不相当と認めるもの

2 前項本文のプレートに記載する寄附者名及びメッセージに次の各号のいずれかに該当するものが含まれている場合は、プレートの設置を認めない。

(1) 商品名及び商品の紹介

(2) 政治及び宗教を連想させる内容

(3) 個人又は団体に対する誹謗中傷、品位に欠ける表現及び事業の趣旨に反する表現等、公園の景観又はイメージにそぐわないもの。

3 プレートの仕様は、別表第2のとおりとする。

4 寄附者は家庭用記念プレート(ミニベンチ台座付き)を購入できる

第12条 この要領に定めるもののほか、公園ベンチ設置事業について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

令和元年 月 日